

令和4年度穀物グリーン化転換推進事業（粳穀利用循環型生産技術体系実証事業及びカメムシ斑点米発生抑制等生産体系実証事業）に係る公募要領

第1 総則

令和4年度穀物グリーン化転換推進事業（粳穀利用循環型生産技術体系実証事業及びカメムシ斑点米発生抑制等生産体系実証事業）に係る事業実施主体の公募の実施については、この要領に定めるものとします。

なお、事業内容等については、穀物グリーン化転換推進事業補助金交付等要綱（令和3年12月24日付け3農産第2242号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）及び穀物グリーン化転換推進事業実施要領（令和3年12月24日付け3農産第2243号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。）を併せてご確認ください。

第2 公募対象事業

本公募の対象とする穀物グリーン化転換推進事業は、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「本事業」という。）とします。

第3 事業内容

別表1の第2欄に掲げる事業内容のとおりとします。

第4 事業実施主体の要件

本事業の事業実施主体になり得る団体は、別表1の第3欄に掲げる団体であって、次の全ての要件を満たすものとします。

- 1 事業に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の責任者及び処理の方法、財産管理の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。
- 2 協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

第5 補助対象経費の範囲

対象となる経費は、別表1の第4欄及び別表2に掲げる本事業に直接必要となる経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものとします。

応募に当たっては、本事業期間中における所要額を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果に基づき決定されることとなりますので、必ずしも申請所要額とは一致しません。

第6 申請できない経費

次の経費は、本事業の実施に必要なものであっても、申請所要額に含めること

ができません。

- 1 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
- 2 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 3 補助金の交付決定前に支出される経費（要綱第5第5項の規定により交付決定前に事業に着手する場合を除く。）
- 4 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額。）
- 5 事業実施主体の他の事業に要する経費と区分できない経費
- 6 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

第7 補助金額及び補助率

補助金の額は、原則として別表1の第5欄に掲げるとおりとし、この範囲内で事業の実施に必要な経費（補助率については取組内容ごとに別表1の第6欄に掲げるとおり。）を助成します。

なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがあるほか、補助事業で収益を得た場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となるときがあるので留意してください（第13の3及び5を参照）。

第8 補助事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和5年3月31日までとします。

第9 申請書類の作成及び提出

1 申請書類の作成

本事業の事業実施主体となることを希望する者は、申請書類を作成し、提出期限までに提出先に提出してください。

申請書類の作成・提出に当たっては、事業応募書（別記様式第1号又は別記様式第3号）及び事業実施計画書（別記様式第2号又は別記様式第4号）に定める事項に御留意願います。

申請書類

- ア 事業応募書（別記様式第1号又は別記様式第3号）
- イ 事業実施計画書（別記様式第2号又は別記様式第4号）
- ウ 協議会規約の案*
- エ その他、必要な書類

※協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の責任者及び処理の方法、財産管理の方法等を明確にしてください。なお、応募時点では、協議会が発足していることは求めません。

2 提出期限

令和5年1月20日（金）17時00分まで（必着）

3 申請書類の提出先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省 農産局 穀物課 企画 2 班

メールアドレス kokumotsu_green04★maff.go.jp

(メール送信の際は★を@に置き換えてください)

4 提出に当たっての注意事項

- (1) 申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合は、審査対象外となる場合があります。
- (2) 申請書類の作成及び応募に係る費用は、応募者の負担とします。
- (3) 申請書類の提出は、原則として郵送、宅配便（バイク便を含む。）又は電子メールとし、やむを得ない場合には、持参も可としますが、ファクシミリによる提出は受け付けません。なお、電子メールで提出する場合は、メール受信トラブル防止のため、メール送付後、(8)の問合せ先に御連絡ください。
- (4) 申請書類等を郵送等する場合には、1に掲げる申請書類1部を一つの封筒に同封し、「令和4年度穀物農業グリーン化転換推進事業（粳穀利用循環型生産技術体系実証事業）申請書類在中」又は「令和4年度穀物グリーン化転換推進事業（カメムシ斑点米発生抑制等生産体系実証事業）申請書類在中」と封筒の表に朱書きの上、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。提出期限に到着しなかった申請書類は、いかなる理由があろうと無効とします。
- (5) 書類に不備等がある場合や、実施要領に基づく事業実施主体の要件を満たしていないものについては、審査の対象から除外します。
- (6) 提出後の申請書類については、原則として、資料の差替え等は不可とし、採用、不採用にかかわらず返却しませんので、御了承ください。
- (7) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しないこととします。
- (8) 本事業に関する問合せ先及び事業担当課は、次のとおりです。なお、問合せの受付時間は月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く。）の午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

農林水産省 農産局 穀物課 企画 2 班

電話番号：03-6744-2010（直通）

第10 補助金交付候補者の選定

提出された申請書類については、次の1から4までに掲げるとおり、事業担当課等において事前審査を行った後、農産局長が別に定めるところにより設置する選定審査委員会において、審査の基準等に基づき審査を行い、事業実施主体となり得る候補（以下「補助金交付候補者」という。）を選定するものとします。

1 審査の手順

審査は、以下の手順により実施します。

- (1) 事前審査では提出された申請書類について、事業実施主体の要件及び申請書類の内容について確認し、必要に応じて問合せをします。
- (2) 選定審査委員会による審査

事前審査を踏まえ、選定審査委員会において審査を実施し、予算の範囲内に

において、別表3に定める採択基準に基づき、得点が高い者から順に補助金交付候補者として選定します。なお、同一ポイントを獲得したものが複数ある場合には、事業費の小さい順に採択します。

2 審査の観点

審査は、事業実施主体の適格性、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに行政施策等との関連性等を勘案して総合的に行います。

なお、事業実施主体の適格性の審査に当たっては、申請書類の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消しがあった補助事業等において、当該取消しの原因となる行為を行った補助事業者等について、その事実を考慮するものとします。

3 審査結果の通知

- (1) 農産局長は、選定審査委員会における審査を踏まえ補助金交付候補者を選定し、補助金交付候補者となった応募者に対してはその旨を、それ以外の応募者に対しては補助金交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知します。

審査結果の通知については、補助金交付候補者には補助金交付の候補者となった旨をお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て、交付決定がされることになります。

- (2) 補助金交付候補者については、農林水産省のホームページで公表します。

- (3) 委員会の議事及び審査内容については、非公開とします。また、審査委員は、審査において知ることのできた秘密について、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏えいしないという、秘密保持の遵守が義務付けられています。

なお、補助金交付候補者の選定に係る審査の経過、審査結果等に関するお問合せにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

第11 交付決定に必要な手続等

補助金交付候補者は、国の指示に従い速やかに、要綱及び実施要領（以下「要綱等」という。）に基づき、補助金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書を事業担当課に提出していただきます。申請内容を事業担当課等が審査した後、問題がなければ交付決定通知を発出します。

なお、申請内容については、審査結果に基づいて修正していただくことがあります。

第12 重複申請等の制限

同一の申請内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助事業等）への申請を行っている場合には、申請段階（補助金交付候補者として選定されていない段階）で本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容及び他の事業の選定の結果によっては、この事業の審査の対象から除外され、又は補助金交付候補者の選定の決定若しくは補助金の交付決定が取り消されることがあります。

第13 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条

件を遵守してください。

1 事業の推進

事業実施主体は、要綱等を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うこととなります。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

2 補助金の経理

- (1) 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければなりません。
- (2) 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備し、前項の帳簿とともに、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければなりません。
- (3) 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければなりません。
- (4) 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができます。

3 取得財産の管理

- (1) 事業実施主体は、補助対象経費（補助事業をほかの団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければなりません。
- (2) 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがあります。

なお、農林水産大臣が承認した取得財産の処分によって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

4 知的財産権の帰属

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作権、品種登録を受ける地位、育成権等）が発生した場合、その知的財産権は事業実施主体に帰属しますが、知的財産権の帰属に関し、次の条件を遵守することを了解の上で応募願います。

- (1) 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願及び取得を行った場合には、事業実施主体は、遅滞なく農林水産省に報告すること。
- (2) 国が公共の利益等を目的として当該知的財産権を利用することの許諾を事業実施主体に求める場合には、無償で、知的財産権の利用を国に許諾すること。
- (3) 本事業実施期間中及び本事業終了後5年の間、事業実施主体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合

には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。

5 収益納付

本事業終了後5年間において、事業の成果等によって相当の収益を生じたときは、収益状況を報告していただくとともに 相当の収益を得た他と認められた場合には、当該収益の一部又は全部を国に納付していただくことがあります。

6 事業成果等の報告及び発表

- (1) 事業実施主体は、得られた成果物について、協議会に属する構成員のホームページ等で可能な限り広く公表するとともに、研修会の開催等を行うことで普及に努めるものとします。さらに、公表された成果物については第三者の使用を妨げないものとします。
- (2) 事業実施主体は、本事業における取組内容を積極的に周知・情報発信することとします。
- (3) 農林水産省が本事業により得られた取組や成果の普及を図ろうとする時には、事業実施主体はこれに協力するものとします。

別表1 公募対象事業等

第1 公募対象事業名	第2 事業内容	第3 事業実施主体の要件	第4 補助対象経費の範囲	第5 補助金額	第6 補助率
みどりの食料システム戦略環境構築推進事業のうち穀物グリーン化転換推進事業	将来にわたる食料の安定供給に向けて持続的な水田農業の発展を図るため、穀物の生産段階から集出荷段階までのグリーン化の実現に向け、次の事業の事業実施主体に対して補助を行う。				
1 籾殻利用循環型生産技術体系実証事業	第1欄（1）～（3）の全てを一体的に取り組むものとする。	農業生産活動を行う、個人若しくは法人又は農業関係団体（以下「農業者」という。）、農機メーカー、農業協同組合、都道府県、試験研究機関等により構成されていること。このうち農業者及び農機メーカーは、必須の構成員とする。		22,500千円以内	
（1）検討会の開催	穀物乾燥の熱源に籾殻を利用した乾燥工程の省エネルギー化及び生成された籾殻燃焼灰等の利用による循環型生産技術体系の確立に向けた検討等に必要な取組を支援。 ア 現状の把握及び課題の抽出 イ 課題解決に向けた計画の策定 ウ 実証結果の検証及び計画への反映 エ 実証結果の普及		検討会を行うために必要な経費		定額
（2）籾殻を熱源とした穀物乾燥システムの実証	穀物乾燥の熱源に籾殻を利用した乾燥実証に必要な取組を支援。 ア 籾殻燃焼システム導入による乾燥実証試験の実施 イ 実証データの蓄積及び分析 ウ 実証結果の取りまとめ エ 実証により生じた課題への解決に必要な改良		穀物乾燥の熱源に籾殻を利用した乾燥実証に必要な経費 ア 籾殻燃焼システムの導入 イ 実証試験に係る経費 ウ 改良に係る経費		1/2 以内 定額 定額
（3）籾殻燃焼灰等を土づくりに使用した栽培管理技術の確立	籾殻燃焼灰等を土づくりに使用した栽培実証に必要な取組を支援。 ア 籾殻燃焼灰等を使用した栽培実証試験の実施 イ 実証データの蓄積及び分析 ウ 実証結果の取りまとめ エ 専門家等による研修会 オ 栽培実証に必要な機械の導入		籾殻燃焼灰等を土づくりに使用した栽培実証に必要な経費 ア 栽培実証に必要な機械の導入 イ 栽培実証に係る経費		1/2 以内 定額

2 カメムシ斑点米発生抑制等生産体系実証事業	第1欄(1)～(3)の全てを一体的に取り組むものとする。	農業生産活動を行う、個人若しくは法人又は農業関係団体(以下「農業者」という。)、農機メーカー、農業協同組合、都道府県、試験研究機関等により構成されていること。このうち農業者及び農機メーカーは、必須の構成員とする。		17,500千円以内	
(1) 検討会の開催	化学農薬を用いずにカメムシ類の発生を極力抑制するための水田内外の効果的な除草等の生産技術及び収穫後の選別工程における斑点米の確実な除去等の精度向上を図るための品質管理技術体系の構築に向けた検討等に必要な取組を支援。 ア 現状の把握及び課題の抽出 イ 課題解決に向けた計画の策定 ウ 実証結果の検証及び計画への反映 エ 実証結果の普及		検討会を行うために必要な経費		定額
(2) カメムシ類発生抑制生産技術の実証	化学農薬を用いずにカメムシ類の発生により生じる斑点米の被害を極力抑制するための水田内外の効果的な除草等の生産技術栽培実証に必要な取組を支援。 ア 水田内外における除草等による栽培実証試験の実施 イ 実証データの蓄積及び分析 ウ 実証結果の取りまとめ エ 専門家等による研修会 オ 技術実証に必要な機械の導入		水田内外の効果的な除草等の生産技術の確立に向けた実証に必要な経費 ア 技術実証に必要な機械の導入 イ 技術実証に係る経費		1/2 以内 定額
(3) 選別工程における品質管理技術体系確立	収穫後の選別工程における斑点米の確実な除去、共連れ低減等の精度向上を図るための品質管理技術体系の確立に必要な取組を支援。 ア 色彩選別機等の導入による実証試験の実施 イ 実証データの蓄積及び分析 ウ 実証結果の取りまとめ エ 実証により生じた課題への解決に必要な改良		選別工程における実証に必要な経費 ア 色彩選別機等の導入 イ 実証試験に係る経費 ウ 改良にかかる経費		1/2 以内 定額 定額

別表 2 補助対象経費

費目	細目	内容	留意事項
備品費		事業を実施するために直接必要な検証、調査備品及び機械導入に係る経費 (ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。)	- 取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書(原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。)等を添付すること。 - 耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 - 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	- 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に定めるところにより取り扱うものとする。 - 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 - 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 - 補助事業従事者別の出勤簿や作業日誌を整備すること。 - 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	事業実施主体が会議室を所有している場合は、取組主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	- 切手は物品受払簿で管理すること。 - 電話等の通信費については、基本料金を除く。
	借上費	事業を実施するために直接必	農業用機械・施設について

		要な事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借り上げ経費	は、リースも対象とする。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	資材費	・事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・検証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るもの、既に取組んでいる技術に係るものを除く。）	・資材は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・U S B メモリ 等の低廉な記録媒体 ・検証等に用いる低廉な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	燃料費	・現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること

		知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は認めない。
役務費		・事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、施工等を専ら行う経費	
委託費		・本事業の交付目的である事業の一部（例えば、本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2 事業の完了時において補助事業に要した経費を確定できない場合
- 3 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入又はリース・レンタルの場合

別表 3

穀物グリーン化転換推進事業の採択基準等について

- 1 第 10 の 1 の審査に当たり、事業実施計画のポイントについては、次の表の①から⑥までに定めるポイントを合計することにより算定するものとする。なお、同一ポイントを獲得した事業計画が複数ある場合には、事業費の小さい順に採択するものとする。
- 2 事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。
 - ・過去 3 ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
 - ・有効性、実現性、公益性及び実効性のうち 1 項目でも 0 ポイントとなった場合

審査基準

1 粳穀利用循環型生産技術体系実証事業

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①有効性	【目的・目標の妥当性】 ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
②効率性	【事業実施計画の妥当性】 ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0

③実現性	【事業実施体制の妥当性】 ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあつては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。	十分認められる。 5 おおむね認められる。 3 一部認められる。 1 認められない。 0	
④公益性	【国の支援の妥当性】 ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。	十分認められる。 5 おおむね認められる。 3 一部認められる。 1 認められない。 0	
⑤実効性	・温室効果ガス削減に向け、穀物乾燥工程において熱源を化石燃料から籾殻に転換する取組を行う産地の拡大につながる効果を有しているか。 ・籾殻燃焼システムの実証方法は効果的かつ具体的なものとなっているか。 ・化石燃料（灯油等）の使用量の低減は十分なものとなっているか。 ・籾殻利用循環型生産技術体系を構築できる専門性等を有した体制となっているか。 ・事業効果の評価手法が具体的なものとなっているか。	5つ満たす。 5 4つ満たす。 4 3つ満たす。 3 2つ満たす。 2 1つ満たす。 1 全て満たさない。 0	
⑥加点ポイント	【法律に基づく認定等】 ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づく認定等のうち、次のいずれかに該当する場合。 - ア 事業実施主体となる協議会の構成員に、法第19条第1項に規定する「環境負荷低減事業活動実施計画」又は法第21条第1項に規定する「特定環境負荷低減事業活動実施計画」の認定を受ける農業者を1者以上含む。 - イ 事業実施主体となる協議会の構成員に、法第39条第1項に規定する「基盤確立事業実施計画」の認定を受ける事業者を1者以上含む。 - ウ 事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部又は一部を含む場	該当する。 5 該当しない。 0	

	合。		
--	----	--	--

2 カメムシ斑点米発生抑制等生産体系実証事業

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①有効性	【目的・目標の妥当性】 ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
②効率性	【事業実施計画の妥当性】 ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
③実現性	【事業実施体制の妥当性】 ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
④公益性	【国の支援の妥当性】 ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0

⑤実効性	・化学農薬削減に向け、カメムシ斑点米の被害を極力抑制するための水田内外の効果的な除草等及び収穫後の選別工程における斑点米の確実な除去等の精度向上の取組を行う産地や事業者の拡大につながる効果を有しているか。 ・カメムシ斑点米発生抑制等生産体系の実証方法は効果的かつ具体的なものとなっているか。 ・色彩選別機等におけるカメムシ斑点米等の不良粒の除去割合は十分なものとなっているか。 ・カメムシ斑点米発生抑制等生産体系を構築できる専門性等を有した体制となっているか。 ・事業効果の評価手法が具体的なものとなっているか。	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 全て満たさない。	5 4 3 2 1 0
⑥加点ポイント	【法律に基づく認定等】 ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づく認定等のうち、次のいずれかに該当する場合。 - ア 事業実施主体となる協議会の構成員に、法第19条第1項に規定する「環境負荷低減事業活動実施計画」又は法第21条第1項に規定する「特定環境負荷低減事業活動実施計画」の認定を受ける農業者を1者以上含む。 - イ 事業実施主体となる協議会の構成員に、法第39条第1項に規定する「基盤確立事業実施計画」の認定を受ける事業者を1者以上含む。 - ウ 事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部又は一部を含む場合。	該当する。 該当しない。	5 0

別記様式第 1 号

令和 年 月 日

農林水産省農産局長 殿

(応募者)
名 称
代表者氏名

令和 4 年度穀物グリーン化転換推進事業のうち粳穀利用循環型生産技術
体系実証事業に係る応募書

穀物グリーン化転換推進事業のうち粳穀利用循環型生産技術体系実証事業に係
る応募書について、別添のとおり関係書類を添えて提出します。

※ 協議会を設置して、本事業の実施を希望するものの、応募時点では協議会が設置されて
いない場合、本様式の名称欄には「協議会名（予定）」を記載し、代表者氏名欄には、「当
該協議会の代表となる予定の機関の名称とその代表者氏名」を記載してください。

穀物グリーン化転換推進事業のうち籾殻利用循環型生産技術体系実証事業
応募書

受付番号

(記入しないでください。)

住所	
応募者名	
代表者氏名	

※

- ・ 住所の欄には、協議会が設置される（予定を含む。）住所を記載してください。
- ・ 応募者名の欄には、協議会の名称のほか、当該協議会の構成機関等の名称を記載し、代表機関の名称の最後に「◎」を記載してください。また、本事業を実施し、施設等を整備する場合、当該施設等の所有者となる予定の構成機関等については、機関の名称の最後に「○」を記載してください。
- ・ 応募時点において、協議会が設置されていない場合は、仮に採択となった後、いつ頃設置予定であるか、記載してください。（応募時点での協議会設置は求めません。）
- ・ 代表者氏名の欄には、協議会の代表となる（予定を含む。）機関の代表者氏名を記載してください

補助金申請計画額	千円
----------	----

連 絡 先	フ リ ガ ナ 担 当 者 名 所 属 部 署 職 名 住 所 T E L メールアドレス	
-------	---	--

※ 連絡先の住所が上記応募者の住所と同一の場合は、「同上」としてください。

別記様式第2号

穀物グリーン化転換推進事業のうち籾殻利用循環型生産技術体系実証事業 実施計画書

第1 事業実施主体

1 事業実施主体名の代表者名

事業実施主体名	
代表者氏名	

2 事業実施体制

(1) 事業実施担当者

氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
役職	
所在地	
電話番号	
e-mail	

(2) 経理担当者

氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
役職	
所在地	
電話番号	
e-mail	

(3) 事業実施体制の構成

構成図	
みどりの食料システム法に基づく計画認定を受ける者等	(計画の認定を受ける者) (認定時期) (特定区域内での取組)

(注1) 事業実施体制の構成は、事業に関係する者（実施主体を中心に、検討委員会や委託先等）の役割分担等も含め、全体像が把握できるように記載してください。

(別葉としても構いません。)

(注2) 以下の資料を添付してください。

- ① 事業実施主体(協議会)については、設立に関する資料(設立総会議事録)、直近年度の事業計画及び予算に関する資料(総会資料で構いません。)
- ② 協議会規約の写し
- ③ 役員・構成員名簿、会計規程の写し
- ④ 補助対象経費に旅費・謝金がある場合は、旅費規程、謝金規程の写し
- ⑤ 検討委員会等については、名簿(案で構いません。)
- ⑥ 委託先については、その名称、概要、責任者、事務処理体系がわかる資料

(注3) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号。以下「法」という。)に基づき、法第19条第1項に規定する「環境負荷低減事業実施計画」若しくは法第21条第1項に規定する「特定環境負荷低減事業活動実施計画」の認定を受ける農業者又は法第39条第1項に規定する「基盤確立事業実施計画」の認定を受ける事業者が事業実施体制の構成員に含まれる場合、事業実施体制の構成のうち、「みどりの食料システム法に基づく計画認定を受ける者等」の欄に当該計画の認定を受ける者の名称及び認定時期を記載してください。また、事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部又は一部を含む場合は、該当する都道府県・市町村名を記載してください。

第2 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要 する経費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇〇〇〇〇〇	円	円	円	
合 計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法（昭和63年法律第108号）別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

第3 事業の目的及び趣旨

第4 事業実施の方針

- 1 検討会の開催
- 2 籾殻を熱源とした穀物乾燥システムの実証
- 3 籾殻燃焼灰等を土づくりに使用した栽培管理技術の確立

第5 成果目標の設定

成果目標	取組前 ○年度	目標値 ○年度
1 穀物乾燥工程における化石燃料(灯油等)の使用量		
2 籾殻燃焼灰等のほ場等への施用量		

(注) 穀物グリーン化転換推進事業補助金交付等要綱(令和3年12月24日付け3農産第2242号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)第6第2項第1号に定める成果目標以外に期待される効果があれば記載すること。

第6 令和〇〇年度事業に要する経費

取組内容	費目	細目	補助事業 に要する 経費 (A+B)	負担区分		備考
				国庫補助 金 (A)	その他 (B)	
検討会の開催			円	円	円	
籾殻を熱源とした穀物乾燥の実証に係る経費						
籾殻を熱源とした穀物乾燥システムの実証						
籾殻燃焼システムの導入						
籾殻燃焼システムの改良						
籾殻燃焼灰等を土づくりに使用した栽培管理技術の確立に係る経費						
栽培管理技術確立に向けた研修会等の開催						

籾殻燃焼灰等を土づくりに使用した栽培実証等						
栽培実証に必要な機械の導入						

(注1) 備考欄には単価・員数の根拠を記載すること。

(注2) 経費の積算根拠の確認に必要な見積書等の写しを添付すること。

第7 事業の内容

1 検討会の開催

取組内容	実施時期・回数	開催場所、参加者等	備考

2 籾殻を熱源とした穀物乾燥システムの実証

取組内容	実施期間	試験項目、実証機器等	備考

3 籾殻燃焼灰等を土づくりに使用した栽培管理技術の確立

取組内容	実施期間	実施場所、栽培面積等	備考

(注) 栽培実証に必要な機械を導入する場合はその概要を記載のこと。

第8 施設・機械の導入計画

1 実証に必要な施設・機械の導入計画

名称	型式	数量	導入予定 時期	対象作業	施設の場合 は設置場所

2 購入の場合

対 象 機 械 等	機種名		数量	台
	型式名			
	対象作業			
	利用計画	(t) (ha)		
	選定理由			
	能力決定根拠 ※能力決定に当たっての計算過程を記載			
	同様な作業機械の保有状況 (有する場合：利用面積・取得年月・台数 など)			
購入価格（税抜き） ①		(円)		
	うちオプション分（名称）	(円)		
購入価格（税込み）		(円)		
購入費助成申請額 ①×1/2		(円)		
購入物件保管場所				
備考				

3 リースの場合

対 象 機 械 等	機種名		数量	台
	型式名			
	対象作業			
	利用計画	(t) (ha)		
	選定理由			
	能力決定根拠 ※能力決定に当たっての計算過程を記載			

同様な作業機械・機器の保有状況 (有する場合：利用面積・取得年月・台数 など)				
リース期間（開始年月～終了年月）	年	月	～	年 月 月
リース物件取得価格（税抜き） ①	(円)			
リース期間終了後の残存価格（税抜き） ②	(円)			
リース料助成申請額 ③	(円)			
リース諸費用（税抜き） ④	(円)			
消費税 ⑤	(円)			
事業実施主体負担リース料（税込み） ①－②－③＋④＋⑤	(円)			
リース物件保管場所				
備考				

リース料助成申請額は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること。

I	リース物件価格 × リース期間 / 法定耐用年数 × 補助率（1 / 2 以内）
II	（リース物件価格 － 残存価格） × 補助率（1 / 2 以内）

第9 事業スケジュール（事業工程表）

令和〇年度

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討会の開催												
籾殻を熱源とした穀物乾燥の実証												
籾殻燃焼システムの導入												
籾殻燃焼システムの改良												
籾殻燃焼灰等を土づくりに使用した栽培実証等												
栽培実証に必要な機械等の導入												

（注）別葉（A4横）としても可とする。

第10 全体の事業計画（※複数年度の計画とする場合）

1 3か年の取組事項

取組年度	取組内容
1年目 令和〇〇年度	
2年目 令和〇〇年度	
3年目 令和〇〇年度	

2 3か年の事業費見込

取組内容	1年目 令和〇〇年度	2年目 令和〇〇年度	3年目 令和〇〇年度	備考
検討会の開催	円	円	円	
籾殻を熱源とした穀物乾燥の実証				
籾殻燃焼システムの導入				

籾殻燃焼システムの改良				
籾殻燃焼灰等を土づくりに使用した栽培実証等				
栽培実証に必要な機械等の導入				
計				

(注1) 次年度以降の積算内訳を添付すること。

(注2) 上段に総事業費、下段に国庫補助金相当額を記載すること。

(注3) 次年度以降の事業費を確約したものではない。

第 11 事業の完了予定年月日 ○○年○○月○○日

第 12 添付書類

- (1) 事業の一部を委託する場合、機械や備品等を購入する場合、試験等の役務を依頼する場合等は、業者選定の理由書又は3者以上の見積書等の写し
- (2) 事業の一部を委託する場合は、委託契約書（案）の写し
- (3) 申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- (4) その他、農産局長が必要と認める資料

別記様式第 3 号

令和 年 月 日

農林水産省農産局長 殿

(応募者)
名 称
代表者氏名

令和 4 年度穀物グリーン化転換推進事業のうちカメムシ斑点米発生抑制等生産体系実証事業に係る応募書

穀物グリーン化転換推進事業のうちカメムシ斑点米発生抑制等生産体系実証事業に係る応募書について、別添のとおり関係書類を添えて提出します。

※ 協議会を設置して、本事業の実施を希望するものの、応募時点では協議会が設置されていない場合、本様式の名称欄には「協議会名（予定）」を記載し、代表者氏名欄には、「当該協議会の代表となる予定の機関の名称とその代表者氏名」を記載してください。

**穀物グリーン化転換推進事業のうちカメムシ斑点米発生抑制等生産体系実証事業
応募書**

受付番号

(記入しないでください。)

住所	
応募者名	
代表者氏名	

※

- ・ 住所の欄には、協議会が設置される（予定を含む。）住所を記載してください。
- ・ 応募者名の欄には、協議会の名称のほか、当該協議会の構成機関等の名称を記載し、代表機関の名称の最後に「◎」を記載してください。また、本事業を実施し、施設等を整備する場合、当該施設等の所有者となる予定の構成機関等については、機関の名称の最後に「○」を記載してください。
- ・ 応募時点において、協議会が設置されていない場合は、仮に採択となった後、いつ頃設置予定であるか、記載してください。（応募時点での協議会設置は求めません。）
- ・ 代表者氏名の欄には、協議会の代表となる（予定を含む。）機関の代表者氏名を記載してください

補助金申請計画額	千円
----------	----

連 絡 先	フ リ ガ ナ 担 当 者 名 所 属 部 署 職 名 住 所 T E L メールアドレス	
-------	---	--

※ 連絡先の住所が上記応募者の住所と同一の場合は、「同上」としてください。

別記様式第4号

穀物グリーン化転換推進事業のうちカメムシ斑点米発生抑制等生産体系実証事業 実施計画書

第1 事業実施主体

1 事業実施主体名の代表者名

事業実施主体名	
代表者氏名	

2 事業実施体制

(1) 事業実施担当者

氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
役職	
所在地	
電話番号	
e-mail	

(2) 経理担当者

氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
役職	
所在地	
電話番号	
e-mail	

(3) 事業実施体制の構成

構成図	
みどりの食料システム法に基づく計画認定を受ける者等	(計画の認定を受ける者) (認定時期) (特定区域内での取組)

(注1) 事業実施体制の構成は、事業に関係する者（実施主体を中心に、検討委員会や委

託先等）の役割分担等も含め、全体像が把握できるように記載してください。

（別葉としても構いません。）

（注2）以下の資料を添付してください。

- ① 事業実施主体（協議会）については、設立に関する資料（設立総会議事録）、直近年度の事業計画及び予算に関する資料（総会資料で構いません。）
- ② 協議会規約の写し
- ③ 役員・構成員名簿、会計規程の写し
- ④ 補助対象経費に旅費・謝金がある場合は、旅費規程、謝金規程の写し
- ⑤ 検討委員会等については、名簿（案で構いません。）
- ⑥ 委託先については、その名称、概要、責任者、事務処理体系がわかる資料

（注3）環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、法第19条第1項に規定する「環境負荷低減事業実施計画」若しくは法第21条第1項に規定する「特定環境負荷低減事業活動実施計画」の認定を受ける農業者又は法第39条第1項に規定する「基盤確立事業実施計画」の認定を受ける事業者が事業実施体制の構成員に含まれる場合、事業実施体制の構成のうち、「みどりの食料システム法に基づく計画認定を受ける者等」の欄に当該計画の認定を受ける者の名称及び認定時期を記載してください。また、事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部又は一部を含む場合は、該当する都道府県・市町村名を記載してください。

第2 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要 する経費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇〇〇〇〇〇	円	円	円	
合 計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法（昭和63年法律第108号）別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

第3 事業の目的及び趣旨

第4 事業実施の方針

- 1 検討会の開催
- 2 カメムシ類発生抑制生産技術の実証
- 3 選別工程における品質管理技術体系の確立

第5 成果目標の設定

成果目標	取組前 ○年度	目標値 ○年度
1 化学農薬の使用量		
2 選別工程後における着色粒の混入割合及び 共連れ割合		

(注) 穀物グリーン化転換推進事業補助金交付等要綱（令和3年12月24日付け3農産第2242号 農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第6第2項第2号に定める成果目標以外に期待される効果があれば記載すること。

第6 令和〇〇年度事業に要する経費

取組内容	費目	細目	補助事業 に要する 経費 (A+B)	負担区分		備考
				国庫補助 金 (A)	その他 (B)	
検討会の開催			円	円	円	
カメムシ類発生抑制生 産技術の実証に係る経 費						
水田内外の効果的 な除草等による栽 培実証						
栽培実証に必要な 機械の導入						
選別工程における品質 管理技術体系の確立に 向けた実証に係る経費						
選別工程における 品質管理技術体系 の確立に向けた実 証						
色彩選別機等の導 入						

	色彩選別機等の改良						
--	-----------	--	--	--	--	--	--

(注1) 備考欄には単価・員数の根拠を記載すること。

(注2) 経費の積算根拠の確認に必要な見積書等の写しを添付すること。

第7 事業の内容

1 検討会の開催

取組内容	実施時期・回数	開催場所、参加者等	備考

2 カメムシ類発生抑制生産技術の実証

取組内容	実施期間	試験項目、実証機器等	備考

3 選別工程における品質管理技術体系の確立に向けた実証

取組内容	実施期間	実施場所、栽培面積等	備考

(注) 栽培実証に必要な機械を導入する場合はその概要を記載のこと。

第8 施設・機械の導入計画

1 実証に必要な施設・機械の導入計画

名称	型式	数量	導入予定 時期	対象作業	施設の場合 は設置場所

2 購入の場合

対 象 機 械 等	機種名		数量	台
	型式名			
	対象作業			
	利用計画	(t) (ha)		
	選定理由			
	能力決定根拠 ※能力決定に当たっての計算過程を記載			
	同様な作業機械の保有状況 (有する場合：利用面積・取得年月・台数 など)			
購入価格（税抜き） ①		(円)		
	うちオプション分（名称）	(円)		
購入価格（税込み）		(円)		
購入費助成申請額 ①×1/2		(円)		
購入物件保管場所				
備考				

3 リースの場合

対 象 機 械 等	機種名		数量	台
	型式名			
	対象作業			
	利用計画	(t) (ha)		
	選定理由			
	能力決定根拠 ※能力決定に当たっての計算過程を記載			

同様な作業機械・機器の保有状況 (有する場合：利用面積・取得年月・台数 など)				
リース期間（開始年月～終了年月）	年	月	～	年 月 月
リース物件取得価格（税抜き） ①	(円)			
リース期間終了後の残存価格（税抜き） ②	(円)			
リース料助成申請額 ③	(円)			
リース諸費用（税抜き） ④	(円)			
消費税 ⑤	(円)			
事業実施主体負担リース料（税込み） ①－②－③＋④＋⑤	(円)			
リース物件保管場所				
備考				

リース料助成申請額は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること。

I	リース物件価格 × リース期間 / 法定耐用年数 × 補助率（1 / 2 以内）
II	（リース物件価格 － 残存価格） × 補助率（1 / 2 以内）

第9 事業スケジュール（事業工程表）

令和〇〇年度

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討会の開催												
水田内外の効果的な除草等による栽培実証												
栽培実証に必要な機械の導入												
選別工程における品質管理技術体系の確立に向けた実証												
色彩選別機等の導入												
色彩選別機等の改良												

（注）別葉（A 4 横）とすることも可とする。

第10 全体の事業計画（※複数年度の計画とする場合）

1 3か年の取組事項

取組年度	取組内容
1 年目 令和〇〇年度	
2 年目 令和〇〇年度	
3 年目 令和〇〇年度	

2 3か年の事業費見込

取組内容	1 年目 令和〇〇年度	2 年目 令和〇〇年度	3 年目 令和〇〇年度	備考
検討会の開催	円	円	円	
水田内外の効果的な除草等による栽培実証				

栽培実証に必要な機械の導入				
選別工程における品質管理技術体系の確立に向けた実証				
色彩選別機等の導入				
色彩選別機等の改良				
計				

(注1) 次年度以降の積算内訳を添付すること。

(注2) 上段に総事業費、下段に国庫補助金相当額を記載すること。

(注3) 次年度以降の事業費を確約したものではない。

第11 事業の完了予定年月日 ○○年○○月○○日

第12 添付書類

- (1) 事業の一部を委託する場合、機械や備品等を購入する場合、試験等の役務を依頼する場合等は、業者選定の理由書又は3者以上の見積書等の写し
- (2) 事業の一部を委託する場合は、委託契約書(案)の写し
- (3) 申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- (4) その他、農産局長が必要と認める資料